

飯山市地域おこし協力隊に係る運営管理業務委託

仕様書

1 事業概要

(1) 業務名

飯山市地域おこし協力隊に係る運営管理業務

(2) 業務目的

「飯山市地域おこし協力隊推進要綱」を基に、隊員を管理し、事業者の持つ知識やスキル及び資源を活用し、隊員の活動を支援することを目的とする。

2 業務内容

(1) 隊員の管理に関すること一式

受託者は、隊員の活動に要する経費等を支払うこと。

(2) 隊員の活動サポートに関すること一式

受託者は、隊員に対して、受託者の持つ知識やスキル及び資源を活用しながら適切な管理・指導・助言等を行い、以下の隊員の円滑な業務遂行を図るとともに、定住・定着に繋がるよう努めること。

- ・隊員活動の進捗管理、活動の支援、情報収集
- ・研修等を通じた隊員の人材育成
- ・隊員の日常生活に関する助言や相談対応

(3) 隊員の活動状況の情報発信に関する支援

(4) 市への定期的な報告書の作成及び提出に関する事項

原則、年 2 回に分けて受託者として実績報告を行うこと。

3 業務委託期間

契約日から令和8年3月 31 日まで

※隊員の活動期間(最大3年間)の間、契約の更新(再契約)を行う場合があります。

4 契約額の上限

以下を上限に受注者と協議し決定します。

項目	金額
隊員の活動費	報酬 233,300 円／人・月 活動経費 166,600 円／人・月
隊員の日々の活動サポート経費	30,000 円／人・月 ※隊員の活動経費に含む。
インターンの隊員の活動費	10,500 円／人・日

5 隊員の勤務条件に関する事項

隊員の勤務条件等については、当該隊員を管理する受託者が定めるものとする。

ただし、隊員の月ごとの活動内容を管理し、定期的に市へ報告すること。

6 支払方法・精算・経費負担の取扱いに関する事項

(1) 支払方法

原則、4月から9月末までの期間を「前期」、10月から翌年3月末までの期間を「後期」とし、それぞれ概算払いとする。前期・後期それぞれの期間終了後、10日以内に「実績報告書」を市に提出すること。また、市が必要と認めるときは、支払いに伴う関係書類（経費支出明細書に記載した事項に係る領収書等の根拠資料）を市に提出すること。

(2) 精算方法

全期間終了後、10日以内に「精算報告書」を市に提出すること。市は前期・後期の実績報告書に基づいて検査を行い、検査完了後に精算を行う。精算の結果、余剰金が生じた場合、受託者は市が定める期限までに市に返還すること。

(3) 隊員の活動に係る経費の負担(対象経費)

委託料から支出可能な「隊員の活動経費」については、原則として、別に定める活動経費基準に基づき、市が対象経費の判断を行う。また、活動経費基準に定めのない場合または受託者が対象経費・対象外経費の判断に迷う場合は、購入・支出、使用等をする前に、必ず市と事前協議を行い、市の上承を得ること。なお、市が対象外経費と判断した場合は、当該部分に係る委託料は支払わないので留意すること。

○隊員の活動経費の基準

(経費の例)

- ・住居(月 50,000 円以内)、活動用車両の借上費
- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具・消耗品等に要する経費
- ・関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費
- ・隊員の研修受講に要する経費
- ・各種コーディネートを実施する NPO 法人等に対する委託費(隊員の生活費等は対象外)
- ・地域住民との交流や地域おこしに資する取組に要する経費
- ・隊員の活動拠点整備(空き店舗改修など)に要する経費
- ・隊員の定住環境整備(空き家改修など)に要する経費
- ・定住に向けて必要となる研修・資格取得に要する経費(例:受講料、旅費、教材費等)
- ・定住に向けて必要となる活動に関する需用費(例:試作品の原材料費、消耗品費等)